

平成28年熊本地震に係る災害救助法の応急仮設住宅供与は、令和5年3月末で終了し、県・益城町の支援に切り替えます。

- 平成28年熊本地震では、ピーク時（平成29年5月末）、20,255世帯、47,800人が応急仮設住宅等に入居していました（※1）。
- これまで、99.9%の方々が、住まいの再建を果たされ、令和4年8月末時点で、14世帯、36人、令和5年3月末時点では、10世帯前後となる見込みであり、すべてが益城町の土地区画整理事業の関係で自宅建設ができない方々です。
- 唯一残ったプレハブの木山仮設住宅も老朽化していることなどから、令和5年3月末で災害救助法による応急仮設住宅の供与は終了し、残る入居者については、県・益城町の独自支援（※2）による仮設住宅と同様の住環境を提供する形に移行します。

※1 応急仮設住宅等の入居状況

	建設型仮設住宅		借上型仮設住宅		公営住宅等		計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
平成29年5月	4,139	10,812	15,051	34,699	1,065	2,289	20,255	47,800
令和4年8月	10	30	4	6	-	-	14	36
令和5年3月	6	17	4	6	-	-	10	23

※2 県・町による独自支援

令和5年3月末時点で、自宅建設ができない方については、災害公営住宅、民間賃貸住宅に無償で入居いただく。仮設住宅からの転居費用についても助成。

【お問い合わせ先】
健康福祉部健康福祉政策課
すまい対策室
緒方（内線 7677）
電話：096-333-2818